



1. 帳簿書類の保管期間と処分

帳簿書類の保存期間は、租税通則法第147条にてその概要が定められています。年次決算においては、将来発生する書類保管費用についても引当金に計上することが可能です。(租税通則税法第147条5項及び6項並びに事業手続規則第9条5項参照)。

2019年12月31日以降、下記の書類の処分が可能です。

10年間の保管期間が定められているもの:

- ・2009年度及びそれ以前の記帳経理資料およびその証憑
- ・2009年度及びそれ以前の決算書、状況報告書、事業開始貸借対照表、棚卸表等、その関係書類

6年間の保管期間が定められているもの:

- ・2013年度及びそれ以前の給与明細書及び給与書類
- ・2013年度及びそれ以前の輸出入関連書類、船積証券、金銭消費貸借や保険等に関わる契約書類、その他商用文書

保管義務が課されている対象書類には、帳簿書類のみならずその正確性や妥当性を証明する関連書類も含まれます。すべての書類は、原紙による保存、または、電子データによる保存が認められます。

電子データで受領した請求書や契約書類、商取引関連書類、その他業務上重要であると思われる関連書類については、受領した際のファイル形式のまま保管することが望ましく、(例: PDFで受領したのであればPDFのままでも保管する等)、保管期間が終了するまで保持することが重要です。

電子データの他のフォーマットへ変換については、税務当局によるデータ閲覧が制限されず、また内容の変更が行われない限りにおいて認められます。これは、自社で作成した電子データ(自社が発行した請求書等)においても同様です。

原紙書類をスキャンし、データ化した場合は、そのデータ化の過程についても記録しておく必要があります。この場合は特に、スキャンしたデータと原紙との整合性や完全性、また判読可能な状態であること等が重要となります。

書類の保管義務は、税務及び社会保険関連で利用されるソフトウェア及びその電子データにも適用されます。保管期間中は、必要に応じていつでも保管書類へのアクセス、または閲覧が出来るようにしておく必要があります。(租税通則税法第147条5・6項参照)。

保管義務は記帳が行われた、もしくは書類が届いた会計年度の終了時から発生します。

税法上定める税額確定期限(通常4年、脱税の場合は10年)が経過していない場合、帳簿書類の処分は認められません(租税通則税法第169条及び170条参照)。

帳簿書類の処分を検討される際は、その保管期間のみならず、後々税務当局からの査定や係争中の案件の法的証拠に関係するか否かを確認することが重要です。

2. 使用目的が混在した資産におけるVAT控除

業務のみならずプライベートでも使用可能な物品については、下記の通り区別されます。

- ・業務目的のみの使用
- ・業務用かつプライベートでも使用
- ・プライベート目的のみの使用

仮払いVAT控除においては、上記の区別とその割合に応じて全額、部分控除可能、控除不可等が決定されます。VAT控除は、対象となる物品が10%以上の割合で業務利用されていることが前提条件となります。

控除の割合は、VAT申告の際にその都度十分確認し、速やかに記録されなければなりません。税務当局の観点からする「速やか」とは、月次VAT申告または、遅くとも翌年7月31日までに提出する売上税年次申告までの期間を示します。売上税年次申告書が期限を過ぎてから提出された場合、記録を怠ったと見なされ、該当する仮払いVAT控除が認められません。

一方、上記ルールがEU法に反するか否か、現在ドイツ連邦税務庁が欧州司法裁判所に審査を委ねています。

3. 請求書に記載されるサービス内容

仮払いVAT控除の対象となる請求書には主に下記の詳細が記載されていることが前提条件となります。（売上税法第14条4項を参照）

- ・商品の数量と種類（商業上の名称）または
- ・サービスの範囲と種類

特に役務提供においては、請求書上でサービス内容が識別できること、またサービスの範囲と種類について明確に説明できることが重要です。過剰な詳細記載は不要で、場合によっては詳細を説明できるような注文確認書等の参照を記載する等で対応することも可能です。

原則として、大まかな説明文のみでは説明不十分と見なされます。例えば「法人サービス」という説明文は、欧州司法裁判所の見解において「解釈の幅が広すぎるため不十分である」とされています。また、連邦財務裁判所は、「乾式工事」「タイル工事」「外装左官工事」などの説明文は具体性に欠けるとの判決を下しています。

現在では、連邦財務裁判所は、建設作業におけるサービス内容の記述に関して、判断をより明確にしています。それによれば、サービス内容として「乾式工事」とだけ記述されているものは説明不十分であり、具体的な公共工事及びサービスの提供場所などの追加情報が必要となります。

サービス内容の記載が十分かどうかは、請求書ごとに確認し、精査する必要があります。説明が不十分である場合は、役務を提供される側の仮払いVAT控除が不可能となるか、あるいは請求書そのものの訂正が必要となります。

4. 出向者のための第二住居の取り扱い

従業員の業務出向における宿泊費は、所得税法第9条1項5a号により、必要経費として考慮することが可能です。ハンブルク財政裁判所はさらに、従業員が業務出向した際に宿泊先及び事務所として利用する第二住居にかかる費用についても必要経費として認める判断を下しました。

争点となった判例では、出向者が居住地から120km離れた出向先、ハンブルクにてアパートを賃貸し、業務の準備、業務執行、事務作業等に利用していました。海外出張の際に空港や駅への移動が短時間で済むこと、また十分なインターネット回線があることを理由に、公共の宿泊施設ではなく、アパート賃貸を選択しました。ハンブルクには通常の勤務地がないため、第二住居の費用は二重家計の枠内では考慮されません。しかし今回の判決で裁判所は、このアパートにおける費用（家賃、諸雑費、第二住居税）の全額を旅費（宿泊費）として認めています。

5. 新型コロナウイルス被害における税務上の救済措置

新型コロナウイルスの影響を受け連邦政府は、経済対策の一環として経済的困窮に陥っている個人事業者や零細・小規模企業に対して下記の救済・支援措置を提供しています。

・コロナ給付金

対象者	給付金
従業員10人以下の事業者・企業	15,000ユーロまで3か月分一回払い
従業員5人以下の事業者・企業	9,000ユーロまで3か月分一回払い

受給資格は、経済的困窮がコロナ蔓延を起因として2020年3月11日以降発生しており、企業の存続が危ぶまれていることです。申請は直接オンラインで行うことが可能で期限は2020年5月31日までです。

・ドイツ復興金融公庫による融資支援

企業設立最長5年（3年未満市場参加で2年分の決算書の提示ができない場合）	ERPスターターパッケージ 上限3万ユーロ
企業設立最長5年（少なくとも3年間市場参加で2年分の決算書の提示が前提条件、但し取引銀行が100%のリスク負担保証すれば前提条件関係なく申請可能）	<u>限度額の選択</u> 融資限度額 2019年度売上高の25% 2019年度人件費の2倍 18か月間の融資需要の見通し（大企業は12ヶ月間） 総負債額の50%
企業設立最低5年	<u>限度額の選択</u> 融資限度額 2019年度売上高の25% 2019年度人件費の2倍 18か月間の融資需要の見通し（大企業は12ヶ月間） 総負債額の50% 上限10億ユーロ
企業の市場参加2019年1月1日以降	融資限度額 2019年度売上高の25% ・11人以上50人以下 上限50万ユーロ ・51人以上 上限80万ユーロ

・操業短縮手当（Kurzarbeitergeld）

今回の新型コロナウイルスの影響で操業短縮を余儀なくされた企業に対して従業員の失業を防ぐため、操業短縮手当の支給が2020年3月1日まで遡及して認められました。手当は従業員の手取額の60%（児童がいる場合67%）と社会保険料です。受給資格は、経済的理由による操業短縮で、従業員の10%以上が操業短縮対象となっており、10%以上の給与削減が見込まれる企業です。支給期間は12ヶ月です。

・猶予制度の緩和

所得税、事業税、VAT（売上税）並びに自動車税の期限内での納付が困難な場合、2020年12月31日までに猶予制度適用の申請を行えば、無利息で支払期限を延期することが可能です。

・ボーナスの支給

新型コロナウイルスの影響で業務活動が制限されている中、医療介護に従事する医師や看護師、スーパーマーケットや商品輸送における運送会社の従業員など社会のため休むことが許されず勤務されていた方に支給されるボーナスが非課税となります。ボーナスの支給は2020年度に行われ、非課税限度額は1,500ユーロです。

・飲食業におけるVAT軽減税率適用

2020年7月1日から2021年6月30日まで期間限定でレストランでのサービス提供による売上のVATが19%から7%に軽減されます。

ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
弊社はこのニュースレターの情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、等ニュースレターの情報は個別の御相談に代わるものではありません。

